

南阿蘇村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	11,924	7,563,606	630,413	1,358,651	18.0	19.7

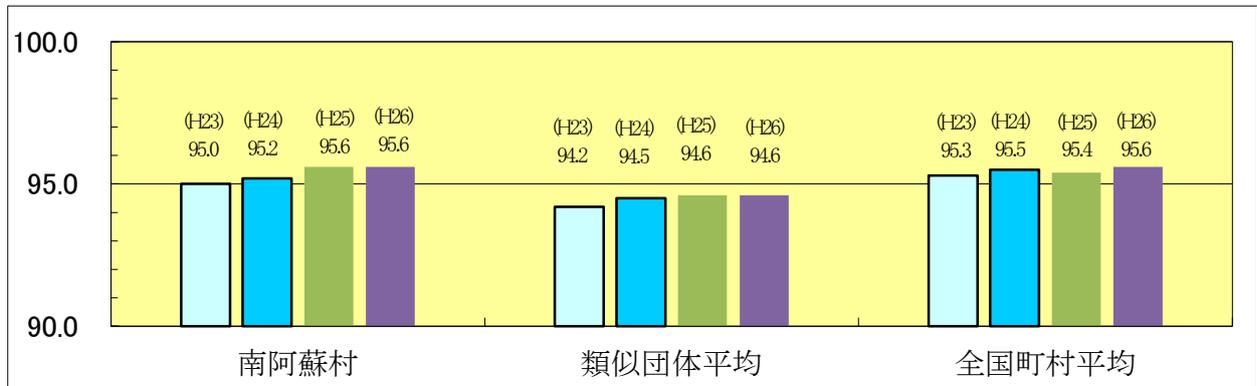
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
25年度	152	547,064	82,113	226,481	855,658

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,629	5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(本村には該当無し)

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

※南阿蘇村には人事委員会がないため該当しません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

熊本県人事委員会勧告に準拠したものであり、さらに、国は給料減額分を地域手当に再配分しており給与水準に変動はないことから実質的に格差が広がるため。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南阿蘇村	44.0 歳	323,100 円	366,487 円	352,996 円
熊本県	43.5 歳	341,468 円	412,820 円	368,453 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	円	円	円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南阿蘇村	49.4 歳	9 人	273,200 円	290,645 円	282,644 円	—	—	—	—
うち運転手	53.8 歳	2 人	294,100 円	315,650 円	309,400 円	自家用自動車運転者	51.2 歳	193,900 円	1.63
その他の労務職	48.2 歳	7 人	267,200 円	283,514 円	275,000 円	—	—	—	—
熊 本 県	50.4 歳	322 人	335,992 円	373,761 円	352,764 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類 似 団 体						—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南阿蘇村	—	—	—
うち運転手	5,056,400 円	2,488,700 円	2.03
その他の労務職	4,400,268 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		南阿蘇村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	130,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数29年
一般行政職	大学卒	234,600 円	351,600 円	382,300 円	383,900 円
	高校卒	— 円	298,000 円	347,333 円	360,175 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

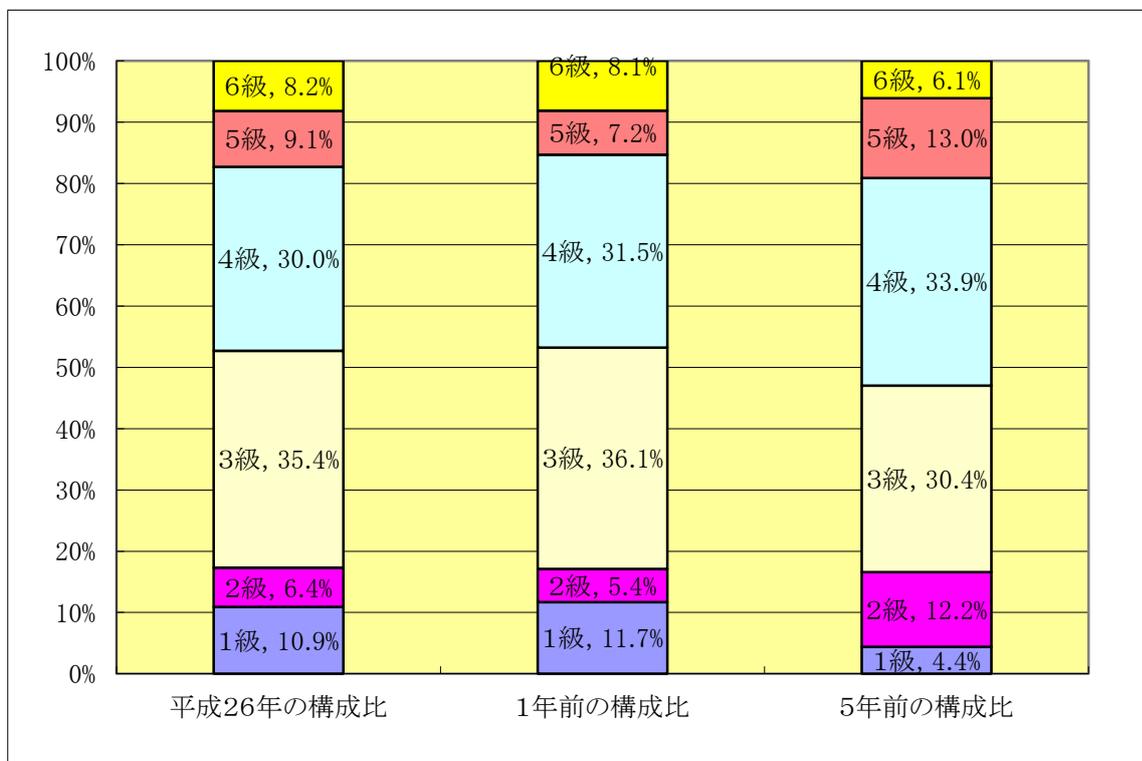
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、保育士及び保健師の職務	12 人	10.9 %	135,600 円	243,700 円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士及び保健師の職務	7 人	6.4 %	185,800 円	307,800 円
3級	係長の職務 主査の職務 その他長が規則で定める職の職務	39 人	35.4 %	222,900 円	354,700 円
4級	課(所)長の職務及びその職務に相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長補佐、主幹の職務及びその職務に相当する職務	33 人	30 %	261,900 円	388,300 円
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長及びその職務に相当する職務	10 人	9.1 %	289,200 円	400,600 円
6級	総務課長及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	9 人	8.2 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 南阿蘇村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
実施中である。
- 昇給への勤務成績の反映状況
評価成績と他の要素を踏まえて昇給を行っている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南阿蘇村	熊本県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,367 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,577 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

- 勤務成績の評定の実施状況
実施中である。
- 勤勉手当への勤務成績の反映状況
評価成績と他の要素を踏まえて勤勉率を適用している。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

南阿蘇村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)			
1人当たり平均支給額	24,532 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(4) 特殊勤務手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,810 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	44 千円
支給実績(24年度決算)	10,227 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	94 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	○配偶者:13,000円 ○扶養親族:6,500円	同じ	-	25,693 千円	254,386 円
住居手当	○借家の場合:家賃に応じ27,000円を限度に支給 ○持ち家の場合:3,500円	一部異なる	持家居住者、取得後5年まで2,500円	11,016 千円	126,621 円
通勤手当	○交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を利用の場合:距離に応じ2,000~24,500円	同じ	-	10,615 千円	74,231 円
管理職手当	○課長:30,000円 ○審議員25,000円 ○課長補佐:17,000円	同じ	-	12,452 千円	239,462 円
宿日直手当	○宿直・日直勤務を命じられた職員に対し、1回4,200円を支給	同じ	-	8,245 千円	63,423 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、1回4,000円(6時間を超える場合は6,000円)を支給	同じ	-	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	763,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	883,000	円/	353,500 円
報 酬	副 村 長	580,000	円			
	()	()	()	703,000	円/	326,400 円
報 酬	議 長	310,000	円	326,000 円/ 199,000 円		
	()	()	()			
	副 議 長	256,000	円	269,000 円/ 171,000 円		
報 酬	議 員	233,000	円	250,000 円/ 157,500 円		
	()	()	()			
	()	()	()			
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合)		2.6 月分		
	副 村 長	(25年度支給割合)		2.6 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		2.6 月分		
	副 議 長	(25年度支給割合)		2.6 月分		
退 職 手 当	議 員	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	村 長	763千円×在職月数×500/100		15,260千円	退職又は任期満了	
退 職 手 当	副 村 長	580千円×在職月数×290/100		6,728千円	退職又は任期満了	
	備 考					

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

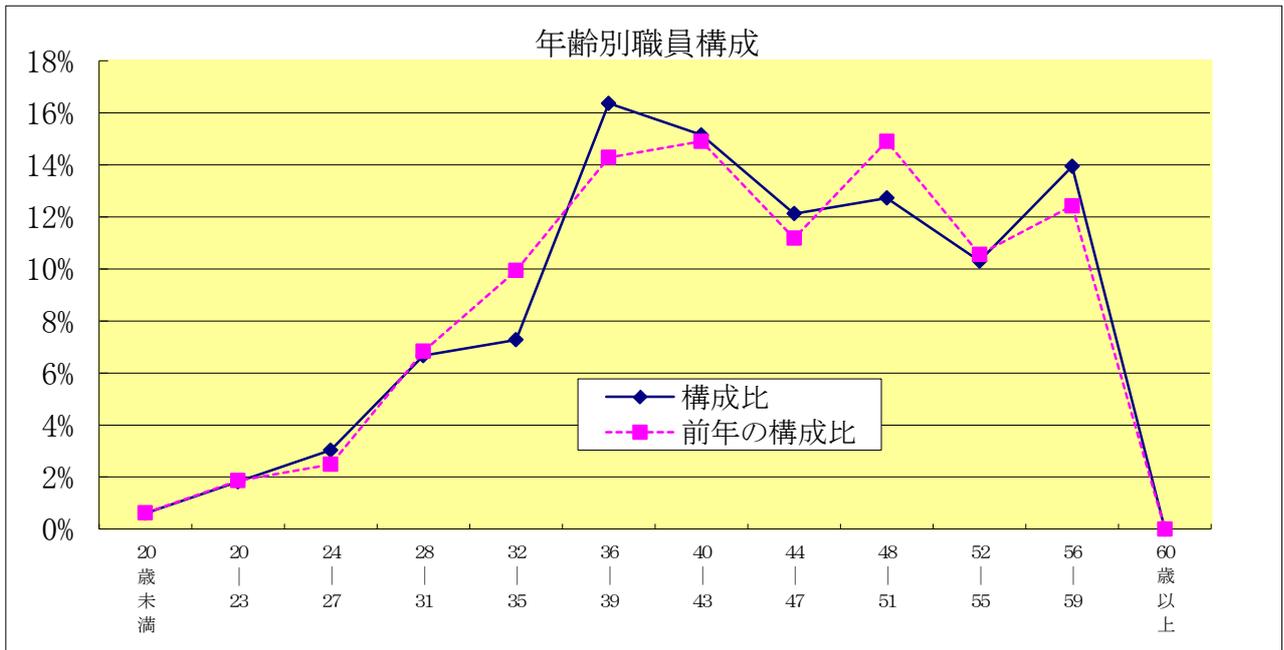
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	2	▲ 1	選挙対応の終了による減 庁舎統合準備等に伴う増 保健師、保育士の補充による増 総務部門への一時的な配置による減
		総 務	43	45	2	
		税 務	12	12	0	
		民 生	45	48	3	
		衛 生	3	3	0	
		農 林	16	15	▲ 1	
		商 工	5	5	0	
	土 木	9	9	0		
	計	136	139	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.81 人)	
	教 育 部 門	14	15	1	技能労務職員の採用による増	
消 防 部 門	-	-	-			
小 計	150	154	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.09 人)		
公 営 企 業 会 計 等 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	11	11	0		
合 計		161	165	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.4 人	
		[195]	[195]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	5人	11人	12人	27人	25人	20人	21人	17人	23人	0人	165人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	増減数	率
一般行政	141	141	137	137	136	139	▲2	(▲1.4%)
教育	16	15	14	14	14	15	▲1	(▲6.3%)
消防	—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	157	156	151	151	150	154	▲3	(▲1.9%)
公営企業	13	13	12	11	11	11	▲2	(▲15.4%)
総合計	170	169	163	162	161	165	▲5	(▲2.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。